

Title	近世町支配機構の構造と変遷：末吉文書および摂州平野郷年寄文書を中心に
Author(s)	出原, 真哉
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58761
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	出原真哉
本籍(国籍)	
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第30号
学位授与年月日	平成15年3月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 課程博士
研究科及び専攻	言語社会研究科言語社会専攻
学位論文題目	近世町支配機構の構造と変遷 —末吉文書および摂州平野郷年寄文書を中心に—
論文審査委員	主査 教授 武田 佐知子 副査 教授 尾上 新太郎 副査 教授 平田 由美 副査 教授 米井 力也 副査 助教授 堤 一昭

論文の内容要旨

本論は、摂津平野郷の「七名家」の末裔に伝わる膨大な古文書の調査研究の成果である。対象は、近世初頭から近代初頭の文書であり、町支配の関係文書を中心として、領主権力の発給した朱印状や黒印状にはじまり、代官所の関係史料、惣年寄の記録、商取引の帳簿、ごく私的な消息文から日記にいたる幅広いものとなった。

特に末吉家に伝わる文書は「末吉文書」としてその存在を知られ、残存例の少ない近世初頭の代官史料や、朱印船貿易や柏原船などの海運関係史料、平野郷の惣年寄関係史料など貴重な史料を含む。しかし、『堺市史』や『平野郷町誌』の編纂に触発されて、大正末期以来の調査があつたにもかかわらず、ほとんど発表されることなく、その全貌は不明とされてきたのである。本論であつかった史料は、この末吉文書を中心とした平野郷の各年寄家に伝わる古文書を10年余の時間をかけて再調査したものである。本論の目標の中心は、『平野郷町誌』が推定の上で書いたことや、書けなかったこと、そして近年編纂された『新修大阪市史』の記述を検証し、ほとんど詳細に解明されていないといつても過言ではない初期代官や、郷長、惣年寄などの実態を明らかにすることである。

第1章では、まず、これから末吉文書や平野郷の年寄文書を見ていく上での基礎資料となる末吉家の家系図を詳細に整理した。これまでの通説の誤りを訂正し、血縁関係だけでなく、姻戚関係をも含めた家系図を再構築できたものと考えている。そこには、既に近世初頭から「孫左衛門」「五郎兵衛」「治兵衛」などの名乗りが成立し、「家」の概念が成立すると一般的に考えられている数十年以前に、末吉家では、家系を相続していく形ができていたと考えられる。家系的に見ると末吉家は、大きく東西に分かれる。東末吉家(太郎兵衛家)は、平野郷の郷長、さらに惣年寄を受け継ぎ、平野郷にその子孫を伝える。西末

吉家(孫左衛門家)は、代官を勤めて幕府の末端行政機関としての役割を担い、やがて直参旗本として江戸に出ていく。ただし、その分家(五郎兵衛家)は、平野郷に残り、東末吉家に次いで平野郷の惣年寄に就く家系として子孫を平野郷に残している。

次に、高野山奥之院と平野郷西光院、東京小日向の日輪寺にある西末吉家の墓所を調査した。墓石配置図を作成し、系図、位牌等との照合を行った結果を示した。

さらに、平野郷の精神的な核ともいえる坂上家を取り上げた。坂上氏の分家庶流とされる七名家が平野郷の7カ町を分担支配し、中世から近世にかけて年寄(のち惣年寄)と称して領主権力の介入を拒んできた。坂上家は氏神社の神事のみを行い、実際には末吉家を筆頭に七名家が町支配を行っている。では、どういう理由で坂上家を維持してきたのか。これを同時代の天皇制になぞらえ、坂上民部利正の遺書から解き明かそうと試みた。経済的には七名家の援助で成り立つ坂上家の存在が、外部の領主権力を拒み、年寄の支配を守る上で必要だったと考えるのである。

第2章では、郷長を勤めた東末吉家の太郎兵衛増重の関係文書の調査研究の成果をまとめた。平野郷は、豊臣秀吉の正室であった高台院の賄料所となり、さらに大坂の陣を境に天領化が進む、その天領の代官を西末吉家(孫左衛門家)が勤める。一方で、太郎兵衛は、領主権力とは対極の郷長、つまり平野郷年寄の代表であった。太郎兵衛は、高台院に対して、代官を入れずに、太郎兵衛に任せると認めさせ、直接支配を受けることを回避している。さらに注目すべきは、幕府による天領化で代官が任命されても、その体制を維持しているということである。それは、『新修大阪市史』等で通説とされてきた、豊臣方についた東末吉家が没落したという説を修正するものである。

中世自由都市の代表例とされる平野郷には、堺の会合衆のような合議による自治は存在せず、年寄を代表する郷長の太郎兵衛が内的な領主権力を持ち、外部の領主権力の介入を阻止してきと考えるのである。

一方、太郎兵衛は、大坂の陣の時の豊臣方の襲撃で大坂城に連行されるという経験をしている。平野郷は焼け野原となり、代官の孫左衛門吉安により町割が行われ復興がはかられる。最後に、これらの体験を通じて太郎兵衛が記録した、大坂の陣のリアルタイムの記録といえる「見しかよの物かたり」成立の背景を考察した。

第3章では、史料的な制約から、これまでの研究では、ほとんど取り上げてこられなかった江戸初頭の代官史料を調査研究した。このうち、西末吉家(孫左衛門家)が世襲した4代にわたる代官の中の、最初の3代について取り上げた。孫左衛門吉安は、大坂の陣での働きを徳川家康に認められ、初代代官に就任する。そこには、将軍や諸大名とも交流し、毎年のように朱印船を東南アジアに派遣し、平野郷の中でも突出した力を持つようになった末吉氏の姿がある。2代代官の孫左衛門長方は、柏原船の創設者でもある。河内の水害

による被害の大きさを見て、その復興をはかろうとしたものといわれる。2代目も国内外に海運の利益を得たが、やがて幕府の外交政策の中に順応するしかなかった。3代代官の孫左衛門長明は、就任時の代官触を出すなど、もはや年寄の代表というより、幕府の末端行政機関を担う役人としての姿が主となっている。

幕府の天領支配において、近世初頭は、のちに「天下の台所」といわれる大坂の都市機能が成立していない。つまり幕藩制が確立していないこの時期においては、代官は、末吉家のような財力を持ち、平野郷の土着性を持つ特質をフルに使い、換金能力を持たないと勤まらなると考える。しかし、幕藩制の確立とともに、末吉家のような特質を持つ必要性は低くなっていくと考えられる。こうした時代の変化とともに、末吉家の立場も微妙に変っていく。その変化を史料をもとにして明らかにした。

第4章では、4代代官、つまり最後の代官である末吉勘兵衛利長の辞職に関する史料を中心に調査研究した。勘兵衛は、就任早々に、先祖の功績で役を勤めずに得ていた銀座年寄としての収入の辞退を迫られる。これで、銀座からの収入が断たれ、海運事業の収入減もあり、代官としての職務の比重がより重くなる。しかし、勘兵衛の在任期の後半は、天変地異が相次ぎ、特に延宝年間の水害の被害は大きく、年貢の徴収に支障をきたすことになる。代官としての職務の徹底か、先祖以来の平野郷年寄を勤めてきた者として郷の利益を守ることを優先するかの判断を迫られる。土着性の強い代官であればこそその難しい判断は、勘兵衛に代官職の返還を決意させた。これまでの研究では、江戸中期の貞享から元禄年間にかけて、吏僚型代官への転換がはかれるとされる。それは、代官の大量処分を伴うものである。7割をこえる多くの代官が処罰を含む処分を受けたという。ただし、こうした代官は、その後は家名断絶となるケースが多く、辞職をめぐるいきさつを具体的に示す史料が伝わらないものがほとんどである。末吉家の代官の辞任に関する事例を、勘兵衛が代官辞任後に京都町奉行所に提出した「末吉家記」と、天領支配を総括する勘定奉行から勘兵衛に宛てられた書類をもとに考察する。

第5章では、40年にわたって書かれ続けた『末吉勘四郎長道日記』を解読し、調査研究した。勘四郎は、平野郷の町人であり、その総元締めというべき惣年寄を勤めていた。時代は、江戸後半にさしかかるころである。しかし、突然に兄にあたる善左衛門利隆が長崎奉行に任官する。その兄から長崎奉行所の「家老」職を勤めるように頼まれるのである。日記は意外にも、『長崎奉行御家老部屋日記』などと題する御用記録となり、勘四郎は武士として、他の幕府役人や、九州等の諸大名と交流し、奉行所の職務を統括する立場となった。長崎奉行をはじめ、幕府の地方官についての研究は遅れているといわざるをえない。その中で、長崎奉行所の裁判記録や、オランダ商館の記録が伝わり、これを主な研究手段としてきた。本章では、日記という私的な、それでいて家老の御用記録という公的な性質

を合わせ持つ文書の調査を通じて、長崎奉行所の構成や人事、諸大名との関係、長崎町年寄をはじめとする町人とのかかわりを具体的に示すとともに、奉行所の職務について可能な限り明らかにした。

第6章では、平野郷の町支配の仕組みを明らかにし、大坂をはじめとして、これまでの研究では、ほとんど明らかにされてこなかった、町支配の総元締めというべき惣年寄に焦点をあて、その人事と職務について具体的に示した。まず、江戸中期から末期に至る百数十年の惣年寄の人事を、領主である古河藩の陣屋の発する文書や、惣年寄発給文書等から割り出して、「平野郷惣年寄年譜」を作成した。一部の年を除き、ほぼ網羅できた。これを分析し、惣年寄の人事が解明できただけでなく、史料調査の過程で、町支配の拠点である惣会所の仕組みや勤務の実態が明らかになった。次にその人事を巡って、これまで平野郷の支配を独占してきた七名家出身の惣年寄に対して、江戸後期にあたる安永から天明期に初の七名家出身ではない惣年寄が陣屋のバックアップで登場する。これを阻止しようとする七名家と、七名家以外の新興勢力との確執が、惣年寄の人事を大きく変えていくことになる。一方では新興勢力が台頭して七名家の独占を破るとともに、七名家の中にも、没落を免れて明治に続く家系が存続している。この双方が、平野郷の明治以降の発展を支えていくことになる。

以上のように、本論は、摂津平野郷を中心にした、近世初頭から近代に至る江戸時代全般の文書調査に基づくものである。これを通じて、これまであまり具体的にされてこなかった町方支配の実態が示せたものと考えている。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、『堺市史』編纂に伴う大正期以来の末吉文書調査を継承するものであり、平野郷町の大阪市合併に伴い発刊された『平野郷町誌』を修正補完するものである。末吉文書の公開の端緒となるであろう本論文は、近世初頭の一般史料を紹介するものとしても意義のあるものであるが、末吉文書をはじめ平野郷の年寄文書の調査・検討を通じて、大坂町方とも関連の深い、平野郷という上方で重要な位置を占める場所における近世町支配機構の変遷の一例が示されることは、たいへん意義深いことといえる。

筆者は祖父の代以来、長年にわたって摂津平野郷の「七名家」の末裔に伝わる膨大な古文書の調査を行ってきた。その対象は、近世初頭から近代初頭までの、長いタイムスパンの、町支配の関係文書を中心として、領主権力の発給した朱印状や黒印状、代官所の関係史料、惣年寄の記録、商取引の帳簿、ごく私的な消息文から日記にいたる広い領域のものである。特に末吉家に伝わる文書は「末吉文書」としてその存在を知られ、残存例の少ない近世初頭の代官史料や、朱印船貿易や柏原船などの海運関係史料、平野郷の惣年寄関係史料など貴重な史料を含んでいる。しかし、前述のように『堺市史』や『平野郷町誌』の編纂に触発されて、大正末期以来の調査があつたにもかかわらず、ほとんど発表されることなく、その全貌は不明とされてきたのである。筆者が扱った史料は、この末吉文書を中心とした平野郷の各年寄家に伝わる古文書であり、これらを10年余の時間をかけて再

調査した地道な史料解読の成果であるといえる。

本論文の目的は、『平野郷町誌』が推定の上で書かざるを得なかったこと、史料未公開の故に書けなかったこと、さらに近年編纂された『新修大阪市史』の記述を検証し、まったく未解明であったといっても過言ではない初期代官制度や、郷長、惣年寄などの実態を明らかにすることにある。

まず、第1章において、末吉文書や平野郷の年寄文書を見ていく上で、基礎資料となる末吉家の家系図を詳細に整理する。これまで中田易直氏による家系図が『日本歴史』などに示されていたが、その通説の誤りを訂正し、血縁関係だけでなく、姻戚関係をも含めた家系図を再構成している。筆者は、既に近世初頭から「孫左衛門」「五郎兵衛」「治兵衛」などの名乗りが成立している事実を指摘し、「家」観念が成立すると一般的に考えられている数十年以前に、既に末吉家では、家系を相続していく形式ができていたと結論づけている。その理由が述べられていないのは残念だが、これは通説をかなりさかのぼるものである。家系的に見ると末吉家は、大きく東西に分かれる。このうち東末吉家(太郎兵衛家)は、平野郷の郷長、さらに惣年寄を受け継ぎ、平野郷にその子孫を伝える。西末吉家(孫左衛門家)は、代官を勤めて幕府の末端行政機関としての役割を担い、やがて直参旗本として江戸に出ていく。ただし、その分家(五郎兵衛家)は、平野郷に残り、東末吉家に次いで平野郷の惣年寄に就く家系として子孫を平野郷に残し、膨大な文書を今日に伝えている。この調査研究は、『歴史研究』(大阪教育大学)にも発表され、一定の評価を得ている。

次に筆者は、高野山奥之院、平野郷西光院、東京小日向の日輪寺にある西末吉家の墓所の調査を実施した。発掘調査の経験を生かし、墓石配置図を作成しただけでなく、古文書の系図との対比や、末吉家の仏間に伝存する位牌との照合を行うなど、考古学と歴史学を結びつけた成果である。

さらに、筆者が平野郷の精神的な核となったと指摘する坂上家を取り上げている。坂上氏の分家庶流とされる七名家が平野郷の7カ町を分担支配し、中世から近世にかけて年寄(のち惣年寄)と称して領主権力の介入を拒んできたとする。これは、同時代の天皇家にも対比できうるものとも考えられるが、筆者は、坂上民部利正の遺書を探し出して、これを解読した上で、なぜ坂上家はその家系を維持できたのかを考察しようと試みた。坂上家は氏神社の神事のみを行い、実際には末吉家を筆頭に七名家が町支配を行っているわけであるし、経済的にも七名家の援助で成り立っている。遺書等の記述を丁寧に調査し他結果、坂上家が外部の領主権力を拒み、年寄の支配を守る上で必要だったとの結論を導いた。これを天皇制の存続理由と関係づけた着眼点はよいが、史料解読に偏りすぎて、これまでの天皇制研究の成果の蓄積との突き合わせがなく、研究史の検討が求められよう。

第2章では、平野郷の郷長を勤めた東末吉家の太郎兵衛増重の関係文書を調査し、その成果をまとめている。平野郷は、豊臣秀吉の正室であった高台院の賄料所となり、さらに大坂の陣を境に天領化が進む。その天領の代官を西末吉家(孫左衛門家)が勤めるのだが、太郎兵衛は、領主権力とは対極の郷長、つまり平野郷年寄の代表であったとする。その中で、太郎兵衛は、高台院に対して、代官を入れずに、太郎兵衛に任せると認めさせ、直接支配を受けることを回避していると結論づけている。さらに注目すべきは、幕府による天領化で代官が任命されても、その体制を維持していると指摘している点である。これは平野郷が、いかにして従来の年寄による自治権を守ったかを明らかにしたものだといえ、『新修大阪市史』等で通説とされてきた、豊臣方について東末吉家が没落したという説の修正を迫るものでもあった。中世自由都市の代表例とされる平野郷には、堺の会合衆のような合議による自治は存在せず、年寄を代表する郷長の太郎兵衛が、内的な領主権力を持ち、外部の領主権力の介入を阻止してきたと考える結論は、近年の学会における中世自由都市

の位置づけを見直す動きとも合致するものである。一方、筆者は、太郎兵衛が、大坂の陣の時に豊臣方の襲撃で大坂城に連行された事実をつかんだ。その間、平野郷は焼け野原となり、その後、代官の孫左衛門吉安の町割による復興がはかられたとする。こうした中で、太郎兵衛が実体験をもとに記録した、「見しかよの物かたり」を見いだしている。これは大坂の陣のリアルタイムの記録であり、貴重なものといえる。近世史研究者の要望も受けて筆者は、「見しかよの物かたり」全文の紹介と、その成立の背景を考察し日本歴史学会誌『日本歴史』に発表しており、評価を得ている。

第1章では、残存史料が少ないという制約から、これまでの研究では、ほとんど取り上げてこられなかった江戸初頭の代官史料を調査研究している。この中で、西末吉家(孫左衛門家)が世襲した4代にわたる代官のうち、最初の3代について取り上げている。初期の代官の位置づけとその役割を幕府発給文書や消息文などから明らかにした。3代の文書調査から知り得たのは、次の通りである。初代の孫左衛門吉安は、大坂の陣での働きを徳川家康に認められ、初代代官に就任した。そこには、将軍や諸大名とも交流し、毎年のように朱印船を東南アジアに派遣し、平野郷の中でも突出した力を持つようになった末吉氏の姿があるとする。2代代官の孫左衛門長方は、柏原船の創設者でもある。河内の水害に海運の利益を得た。しかし、やがて幕府の外交方針の転換にあってこれに順応するしかなかったとする。3代代官の孫左衛門長明は、就任時の代官触を出すなど、もはや年寄の代表というより、幕府の末端行政機関を担う役人としての姿が主となったとしている。

幕藩制確立の過渡期にあたり、筆者は、幕府の天領支配において、近世初頭には、のちに「天下の台所」といわれる大坂の都市機能が未だ成立していないというこれまでの研究成果をふまえ、このような時期には、代官は、末吉家のように財力を持ち、土着性を持つ特質をフルに使い、換金能力を持たないと勤まらないと結論づけている。こうした代官が、幕藩制の確立とともに、その特質を持つ必要性が低くなっていく時、末吉家の立場も微妙に変わっていくとし、その変化を史料をもとにして明らかにしている。これらは村上直氏らの代官制度研究者の学説に沿ったものであるが、これを具体的な史料をもとに示した論文は極めて少なく、今後の代官研究の貴重な研究史料となるものと期待できる。

第2章で筆者は、4代代官、つまり最後の代官である末吉勘兵衛利長の辞職に関する史料を中心に論じている。勘兵衛は、就任早々に、先祖の功績で役を勤めずに得ていた銀座年寄としての収入の辞退を迫られる。これで、銀座からの収入が断たれ、海運事業の収入減もあり、代官としての職務の比重がより重くなる。さらに、勘兵衛の在任期の後半で、天変地異が相次ぎ、特に延宝年間の水害の被害は大きく、年貢の徴収に支障をきたす。ここに代官としての職務の徹底か、先祖以来の平野郷年寄を勤めてきた者として郷の利益を守ることを優先するかの判断を迫られる。筆者は史料を時系列に追いつつ、土着性の強い代官であればこそその難しい判断を迫られたとし、勘兵衛に代官職の返還を決意させたことを明らかにする。これまでの研究では、江戸中期の貞享から元禄年間にかけて、吏僚型代官への転換がはかられるとされる。それは、先行研究によると代官の大量処分を伴うもので、7割をこえる多くの代官が処罰を含む更迭処分を受けたという。ただし、こうした代官は、その後は家名断絶となるケースが多く、辞職をめぐるいきさつを具体的に示す史料が伝わらないものがほとんどである。末吉家の代官辞任に関する事例を、勘兵衛が代官辞任後に京都町奉行所に提出した「末吉家記」と、天領支配を総括する勘定奉行から勘兵衛に宛てられた書類をもとに調査し、中間管理職の立場ともいえる代官の職責の厳しさと、辞任をめぐる真相を具体的に示した。元禄期前後の全国の代官大量処分はよく知られるところであるが、末吉代官が辞任する政治的駆け引きとともに、辞任に至るいきさつが詳しく述べられており、今後の代官研究に資するところが大きいといえよう。なおこの章に関

しては、『歴史研究』（大阪教育大学）に発表して高い評価を得ているものである。

第5章で筆者は、40年にわたって書かれ続けた『末吉勘四郎長道日記』を解読した一端を取り上げた。元来この章は、勘四郎が、平野郷の町人であり、その総元締めというべき惣年寄を勤めていた人物でありながら、突然に兄の善左衛門利隆が長崎奉行に任官するにあたり、長崎奉行所の「家老」職を勤めるように頼まれ長崎に赴くこととなったため、日記は、『長崎奉行御家老部屋日記』などと題する御用記録となり、勘四郎は武士として、他の幕府役人や、九州等の諸大名と交流し、奉行所の職務を統括する立場からの日記叙述となっていることから、紹介する価値が高く、論文の一章に加えたものである。長崎奉行をはじめ、幕府の地方官についての研究は遅れているといわざるをえない。これまでの研究は、長崎奉行所の裁判記録や、オランダ商館の記録などのわずかな伝存史料を主な研究対象としてきた。筆者はこの章で、日記という私的な、それでいて家老の御用記録という公的な性質を合わせ持つ文書の調査をし、長崎奉行所の構成や人事、諸大名との関係、長崎町年寄をはじめとする町人とのかかわりを具体的に示すことに成功するとともに、奉行所の職務についても可能な限り明らかにした。さらに、この成果を他の長崎関係の論文と関連させ、ふくらませられることが可能であり、これに留まるのはむしろ残念といえよう。これは研究ノートとして本学の『EX ORIENTE』誌でも紹介されることが決った。

最後に、第6章では、平野郷の町支配の仕組みを明らかにした。大坂をはじめとして、これまでの研究では、ほとんど明らかにされてこなかったものである。本論文では、町支配の総元締めというべき惣年寄に焦点をあて、その人事と職務について具体的に示している。まず、江戸中期から末期に至る百数十年の惣年寄の人事を、領主である古河藩の陣屋の発する文書や、惣年寄発給文書等から割り出して、「平野郷惣年寄年譜」を作成した。これまでの章もそうであるが、多数の文書を1つひとつ調査した成果であり、惣年寄の発給文書だけでも数百点におよぶ調査となった。そして一部の年を除き、歴代の惣年寄役の顔ぶれはほぼ網羅できているといえる。これを分析し、惣年寄の人事の仕組みが解明できただけでなく、史料調査の過程で、町支配の拠点である惣会所の仕組みや勤務の実態が明らかにされた。次にその人事を巡って、これまで平野郷の支配を独占してきた七名家出身者に対して、江戸後期にあたる安永から天明期に初の七名家出身でない惣年寄が陣屋のバックアップで登場したとする。これを阻止しようとする七名家と、七名家以外の新興勢力との確執が、惣年寄の人事を大きく変えていくことになったと結論づける。しかし、新興勢力が台頭して七名家の独占を破っていく一方で、七名家の中にも、没落を免れて明治に続く家系が存続し、その後の平野郷の繁栄を支えたとまとめている。この章は、1通の古文書を解読して、ようやく1行の「年譜」を作成しようという地味な努力の成果である。ゆえにこの章をこの位置におくのはもったいないという指摘があった。町方支配の組織をこれほど具体的に示した例は数少なく、都市研究史においても貴重な研究といえ、この章だけで独立した学術論文になりうるものと評価できる。

以上のように、本論は、摂津平野郷を中心に、近世初頭から近代までと江戸時代全般にわたる緻密な文書調査に基づくものであり、まず調査資料の膨大さに驚かされた。さらに、デスクワークにとどまらず、平野郷、高野山、東京における墓所調査も行うなど、フィールドワークをも取り入れ、足で調べた成果も盛り込まれている。こうした地道な努力を通じた研究姿勢は高く評価できる。かかる史料調査が可能であったのは、祖父以来の末吉家をはじめとする各家との人間関係を保つ中で、十年にもおよんで丹念に古文書に取り組んでまとめた研究の成果であり、これを出版することは、末吉文書を学会や社会の財産とするためにも、大きな意義があろう。

ただし、ともすれば文書に沈潜するあまり、文書の解読自体を目的化したきらいがあり、

史料をひろく江戸時代幕藩体制下に、歴史的に位置づけるという過程が等閑視されており、広く学会に歴史を書き換える問題として提起するには、かかる作業が不可欠であり、刊行に際しては、そうした手続きが必要であるという意見が相次いだ。

各章は、それぞれ密接に関連しつつも、いくつもの独立した学術論文で構成され、その成果は、機会を得るごとに学術誌に投稿するなど、その都度、自分の論の飛躍がないか検証しつつ進められている点も高く評価できる。しかし各章の部分が、それ故に重複していることも否めない。一書に纏めて上梓するには、さらなる推敲が必要と思われる。しかし全体として、史料の緻密な検討に基づく論理の展開は、具体的で説得力があり、博士号を授与するにふさわしい重厚な論文であるとの高い評価で審査委員一同の見解が一致した。